

○太田市開発行為等の規制に関する規則

平成17年3月28日

規則第211号

改正 平成19年9月28日規則第81号

平成22年3月25日規則第27号

平成23年3月30日規則第28号

平成24年3月1日規則第15号

平成28年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節に規定する開発行為等の規制に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設計説明書の様式)

第2条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、様式第1号によるものとする。

(資金計画書の添付書類)

第3条 省令第16条第5項に規定する資金計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、収支計画の支出のうち、工事費及び附帯工事費の額の合計が100万円未満の場合は、この限りでない。

(1) 工事施行者が発行する工事費（附帯工事費を含む。）の内訳明細書

(2) 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

(同意書等の様式等)

第4条 省令第17条第1項第3号に規定する法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為の施行等の同意書（様式第2号）に同意した者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

2 省令第17条第1項第4号に規定する設計図を作成した者が省令第19条に規定する資格を有する者であることを証する書類は、設計者の資格に関する申告書（様式第3号）に設計者の資格、免許及び最終学歴を証する書類を添付しなければならない。

(開発行為の許可申請書)

第5条 法第29条の規定による開発行為の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に法第30条第2項及び省令第17条第1項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 開発区域及び周辺区域の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図をいう。）の写し

- (2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
- (3) 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第4号）
- (4) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第5号）
- (5) 開発区域となるべき土地の求積図（縮尺500分の1以上）
- (6) 省令第16条第2項括弧書きに規定する開発行為（自己用）にあつては、設計概要書（様式第6号）
- (7) 予定建築物等の平面図
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請に係る開発許可をしたときは、開発行為許可通知書（様式第7号）を申請者に交付する。

（平19規則81・一部改正）

（開発許可の変更申請）

第6条 開発許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、省令第16条第1項に規定する開発許可申請書に変更に係る事項が開発行為に関する設計以外の場合にあつては変更説明書を、設計の場合にあつては変更説明書及び変更説明図を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の変更説明書は、当該変更の理由及び変更の概要を記載したものとし、変更説明図は、当該変更前の設計図（縮尺500分の1以上）に変更後の設計の概要を明示したものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る許可をしたときは、前条第2項の例により開発行為許可通知書を申請者に交付する。

（開発行為の不許可の通知）

第7条 市長は、開発許可申請又は開発許可の変更申請を不許可にしたときは、開発行為不許可通知書（様式第8号）を申請者に交付する。

（既存の権利者の届出）

第8条 法第34条第13号の届出をしようとする者は、市街化調整区域内の既存の権利者の届出書（様式第9号）に次に掲げる図書を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 当該土地の位置図（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 第5条第1項第1号、第2号、第5号及び第8号に規定する図書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（平19規則81・一部改正）

（標識の掲示）

第9条 開発許可を受けた者は、開発許可済標識（様式第10号）を当該開発行為に関する工事に着手した日から法第36条第3項の規定による公告の日まで当該工事現場の見やすい場所に掲示し

なければならない。

(工事施行状況の報告)

第10条 開発許可を受けた者は、当該工事を完了したときは、速やかに次に掲げる工事について、その施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 擁壁工事（高さ2メートル以下のものを除く。）
- (2) 盛土工事（埋設排水管の施設状況を含む。）
- (3) 道路工事（舗装工事開始前の状況を含む。）
- (4) その他市長が指定する工事

(工事完了届出書の添付図書)

第11条 法第36条第1項の規定による届出は、省令第29条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書に次に掲げる図書を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条第1号に規定する図書
- (2) 土地利用計画図（縮尺500分の1以上）
- (3) 当該土地の完成写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(工事完了公告の方法)

第12条 省令第31条に規定する工事の完了公告は、太田市公告式条例（平成17年太田市条例第3号）の例によりこれを行うものとする。

(工事の廃止の届出)

第13条 法第38条の規定による届出は、省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書に次に掲げる図書を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 工事の廃止の理由及び廃止後の土地利用計画を明らかにした図書
- (2) 工事の廃止に係る地域を明示した図面（縮尺2,500分の1以上）

2 既に着手している工事を廃止する場合は、前項の届出書及び添付図書に廃止時の土地の現況図（縮尺1,000分の1以上）を併せて添付しなければならない。

(工事完了公告以前の建築等の承認申請)

第14条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告以前の建築等承認申請書（様式第11号）に、次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築物等を建築し、又は建設しようとする敷地の位置を示す図面（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 敷地内における建築物等の位置を示す図面（縮尺500分の1以上）
- (3) 建築物等の平面図及び立面図（縮尺500分の1以上）
- (4) 第5条第1項第8号に規定する図書

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請に係る承認をしたときは、工事完了公告以前の建築等承認通知書（様式第12号）を申請者に交付する。

（建築面積の割合等の特例許可の申請）

第15条 法第41条第2項ただし書の規定に係る許可を受けようとする者は、市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書（様式第13号）に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 前条第1項第1号から第3号までに規定する図書

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書（様式第14号）を申請者に交付する。

（予定建築物等以外の建築等の許可申請）

第16条 法第42条第1項ただし書の規定に係る許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（様式第15号）に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第5条第1項第8号及び第14条第1項第1号から第3号までに規定する図書

(2) 土地利用計画図（排水計画を含む。縮尺500分の1以上）

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、予定建築物等以外の建築等許可通知書（様式第16号）を申請者に交付する。

（建築物等の新築等の許可申請）

第17条 法第43条第1項の規定に係る許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設の許可申請書に、省令第34条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号、第2号、第5号及び第8号並びに第14条第1項第3号に規定する図書

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、建築物等の新築等許可通知書（様式第17号）を申請者に交付する。

（地位の承継）

第18条 法第44条の規定による地位の承継をした者は、速やかに開発許可を受けた地位の承継届出書（様式第18号）を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、地位を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

第19条 法第45条の規定に係る地位の承継の承認を受けようとする者は、開発許可を受けた地位の承継承認申請書（様式第19号）に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 省令第16条第5項に規定する資金計画書及び第3条に規定する書類
- (3) 第5条第1項第3号に規定する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請に係る承認をしたときは、開発許可を受けた地位の承継承認通知書（様式第20号）を申請者に交付する。

（開発登録簿の様式）

第20条 省令第36条第1項の規定に係る開発登録簿の調書は、様式第21号によるものとする。

（開発登録簿の写しの交付申請）

第21条 法第47条第5項の規定に係る開発登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

（開発行為又は建築に関する証明書の交付申請）

第22条 省令第60条の規定により、法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定に適合している旨の証明書の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。この場合においては、第14条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る証明をしたときは、開発行為又は建築に関する証明書（様式第24号）を申請者に交付する。

（平23規則28・一部改正）

（申請の取下げ）

第23条 法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定による許可の申請、法第37条第1号若しくは第45条の規定による承認の申請又は前条第1項の規定による証明交付申請書を取り下げようとする者は、申請取下届出書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第24条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第26号によるものとする。

（緊急措置）

第25条 開発許可を受けた者は、開発行為について災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を文書をもって速やかに市長に届け出なければならない。

（申請書等の提出部数）

第26条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書等及びこれに添付する図

書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。ただし、第21条の規定に係る開発登録簿の写し交付申請書及び第23条の規定に係る申請取下届出書にあっては、1通とする。

(手数料)

第27条 法、省令及びこの規則の規定により許可、承認又は交付を受けようとする者は、太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）の定めるところにより許可、承認又は交付申請の際に手数料を納付しなければならない。

(その他)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の太田市開発行為等の規制に関する規則（平成3年太田市規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月28日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第27号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第28号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規則第15号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

設 計 説 明 書

設計の方針								
工区計画	工 区 名	工 区 面 積	着手予定年月日		完了予定年月日			
			年 月 日		年 月 日			
開発区域内の土地の現況	地域 地区	区域区分		用途地域		その他の地域地区		
		<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 非線引区域						
	地目別概要		宅 地	農 地	山 林	公益施設 用 地	その他の 用 地	合 計
		面 積	m ²					
比 率		%	%	%	%	%	100%	
土地利用計画		宅地用地	公共施設 用 地	公益施設 用 地	その他の 用 地	合 計		
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	比 率	%	%	%	%	100%		
街区の設定計画	街 区 数	街区	最大街区 面積		街区最長 辺長			
	最大区画面積		最小区画 面積		平均区画 面積			
	予定建築物名				その他	合 計		
	区 画 数							
公共施設の整備計画概要		道路用地	公園用地	排水施設 用 地	その他	合 計		
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	比 率	%	%	%	%	%		
公益施設の配置計画概要	施 設 名				その他	合 計		
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	比 率	%	%	%	%	%		

注 1 設計の方針欄は、当該開発行為の目的及び開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入すること。

2 公益施設の配置計画概要欄には、小学校、保育所、診療所、日用品の店舗等を記入すること。

従前の公共施設の管理等一覧表

従前の公共施設の名称	新旧対照図に附した番号	廃止付替え拡幅の別	概 要			従前の公共施設の有無			有・無 摘 要
			延長	幅員 (管径)	面積	管理者名	同意の有無	所有者名	
			m	m	m ²				

注

- 1 開発区域内にある従前の公共施設に関して記入すること。
- 2 従前の公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。
- 3 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要欄にその旨を記入すること。
- 4 概要欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については法部等を含めた道路敷の面積を記入すること。

新たに設置される公共施設の管理者等一覧表

新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概 要			新設の公共施設の有無		有・無
		延 長	幅 員 (管径)	面 積	管理することとなる者の名称	協議成立又は協議中の別	
		m	m	m ²			摘 要
<p>注 1 開発区域内に新設する公共施設に関して記入すること。 2 新設する公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。 3 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要欄にその旨を記入すること。 4 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号及び幅員等を摘要欄に記入すること。 5 概要欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については法部分等を含めた道路敷の面積を記入すること。</p>							

付替えに係る公共施設の管理者等一覧表

従前の公共施設			付替え(新設)に係る公共施設		付替えに係る公共施設の有無	有・無
名称	新旧対照図に付した番号	土地所有者	名称	新旧対照図に付した番号	付替え後における従前の公共施設用地の帰属	摘要

注 1 法第40条第1項の規定による公共施設の付替えをする場合に記入すること。
 2 付替えに係る公共施設欄には、従前の公共施設に対応する公共施設の名称及び番号を記入すること。

様式第2号(第4条関係)

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者住所
氏名 様

権利者 住 所
氏 名
電話番号



私が権利を有する次の物件について開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 m ²	権利の種類別	摘要

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在地及び番	面積 m ²	権利の別	権利者の名 氏	同意の有無	摘要

注 1 物件の種類欄には、土地、建物等の種別を記入すること。
 2 権利の種別欄には、所有権、抵当権等の別を記入すること。
 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す証明書を添えること。
 4 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入すること。

様式第3号(第4条関係)

設計者の資格に関する申告書

(宛先)太田市長		年 月 日	
設計者 住所 氏 名		年 月 日生	
		電話番号	
都市計画法第31条に規定する設計者の資格について次のとおり申告します。			
建築士法等による資格	資 格 内 容		取得年月日
	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 技 術 士(部門) <input type="checkbox"/> そ の 他()		年 月 日
学 歴	学校の名称	学部及び学科	所 在 地
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名
			在職期間(合計 年 月)
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 工 場 所
			面 積
			許認可の番号及び年月日
			第 号 年 月 日
			第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第19条の該当資格		<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ
注 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。 3 設計者の資格免許及び最終学歴を証する書類を添付すること。			

様式第4号(第5条関係)

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日						
(宛先)太田市長			許可申請者住所 氏名			
㊟						
都市計画法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用について、次のとおり申告します。						
設 立 年 月 日	年	月	日	資 本 金	千 円	
法令による登録等						
従 業 員 数	人(うち土木建築関係技術者				人)	
前 年 度 事 業 量	千 円	資 産 総 額	千 円			
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		千 円	事 業 税	千 円	
主たる取引金融機関						
工事監理者住所氏名						
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資 格、免 許、学 歴 其 他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅 地 造 成 経 歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面 積	許認可番号年月日	着工完了年月日
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
注 1 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。						
2 添付図書						
(1) 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書						
(2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は履歴書)						
(3) 財務諸表(直前事業年度のもの)						

様式第5号(第5条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

許可申請
者氏名

㊟

年 月 日

(宛先)太田市長

工事施行者住所
氏 名
電話番号

㊟

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の工事施行能力について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日		資 本 金	千円		
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者住所氏名						
技術者略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格免許学歴その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅 地 造 成 工 事 等 施 行 歴	注文主名	元 請 下 請 の 別	工 事 施 行 場 所	面 積	許認可年月日	完成年月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
注 1 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。						
2 添付書類						
(1) 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書						
(2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は履歴書)						
(3) 事業経歴書						

様式第6号(第5条関係)

設 計 概 要 書

設計の方針									
開発区域内の土地の現況	地域地区	区域	区 分		用 途 地 域		その他の地域地区		
	地目別概要		宅地	農地	山林	公 共 施 設 用 地	その他	合 計	
		面 積	m ²						
比 率		%	%	%	%	%	100%		
土地利用計画		宅 地 用 地	公 共 施 設 用 地			その他の用地	合 計		
	道路用地		排水施設用地	その他の用地	小計				
	面 積	m ²							
比 率	%	%	%	%	%	%	100%		
公 共 施 設 一 覧 表									
従前、新設の別	公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止付替え、拡幅等の別	概 要			管理者の名称	同意又は協議成立の有無	摘要
				延長	幅員(管径)	面積			
				m	m	m ²			
<p>注 1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発区域を工区に分けた場合における工区ごとの面積及び完了予定年月日、当該開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入すること。</p> <p>2 公共施設の所有者と管理者が異なる場合は、摘要の欄に所有者の名称を記入すること。</p> <p>3 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。</p>									

様式第7号(第5条関係)

開 発 行 為 許 可 通 知 書

許可 第 号
年 月 日

様

太田市長

印

さきに申請のありました開発行為(開発行為の変更)については、次の条件をつけて許可したので通知します。

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

- 2 開発区域の面積
_____ m²
- 3 予定建築物の用途

- 4 法第34条該当号

- 5 許可の条件

- 6 下水の排水によって、その周辺の地域に溢水等による被害が生じないよう適正な維持管理を行うこと。
- 7 開発区域の工事現場の見やすい場所に、開発許可済の標識を掲示しなければならない。
- 8 工事が完了したときは、速やかに届け出ること。
- 9 次に掲げる工事を施行するときは、施行状況を明らかにした写真等の記録をして、工事完了届出書に添付すること。
 - (1) 擁壁工事
 - (2) 盛土工事(盲排水管の施行状況を含む。)
 - (3) 通路工事(舗装工事開始前の状況を含む。)
 - (4) その他市長が指定した工事
- 10 工事を途中で廃止したときは、遅滞なく届け出ること。
- 11 許可を受けた者が死亡したときは、相続人は速やかに届け出ること。
- 12 開発行為に関する工事を施行する権限を他人に移転したときは、その権限を取得した者は、知事の承認を受けなければならない。
- 13 工事完了の公告があるまでの間は、建築物を建築してはならない。
ただし、別途市長の承認を受けたときはこの限りでない。
- 14 許可を受けた事項を変更するときは、市長の許可を受けなければならない。

様式第8号(第7条関係)

開発行為不許可通知書

第 号
年 月 日

様

太田市長



さきに申請のありました開発行為(開発行為の変更)については、次の理由により都市計画法等の規定に適合しないことを認めましたので、都市計画法第35条の規定により通知します。

開発区域に含まれる地域の名称	
理由	

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、太田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、太田市を被告として(訴訟において太田市を代表する者は太田市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第8条関係)

(表)

市街化調整区域内の既存の権利者の届出書

				年 月 日	
(宛先)太田市長					
届出者(権利者)住 所 氏 名				印	
次のとおり届け出ます。					
1 届出者の職業 (法人にあつてはその業務内容)					
届土地の表示	2	所 在	地 番	地 目	地 積
3	区域の決定又は変更のあつた年月日				
4	3の時期において権利を有していた目的				
5	権利の種類及び内容	種 類 内 容			
6	権利を取得した年月日				
7	届け出る土地に建築物を建築しようとする際、開発行為を伴う必要の有無				
※建築指導課受付欄		※ 処 理 欄			
年 月 日					
第	号				

注 ※印のある欄は記載しないこと。

(裏)

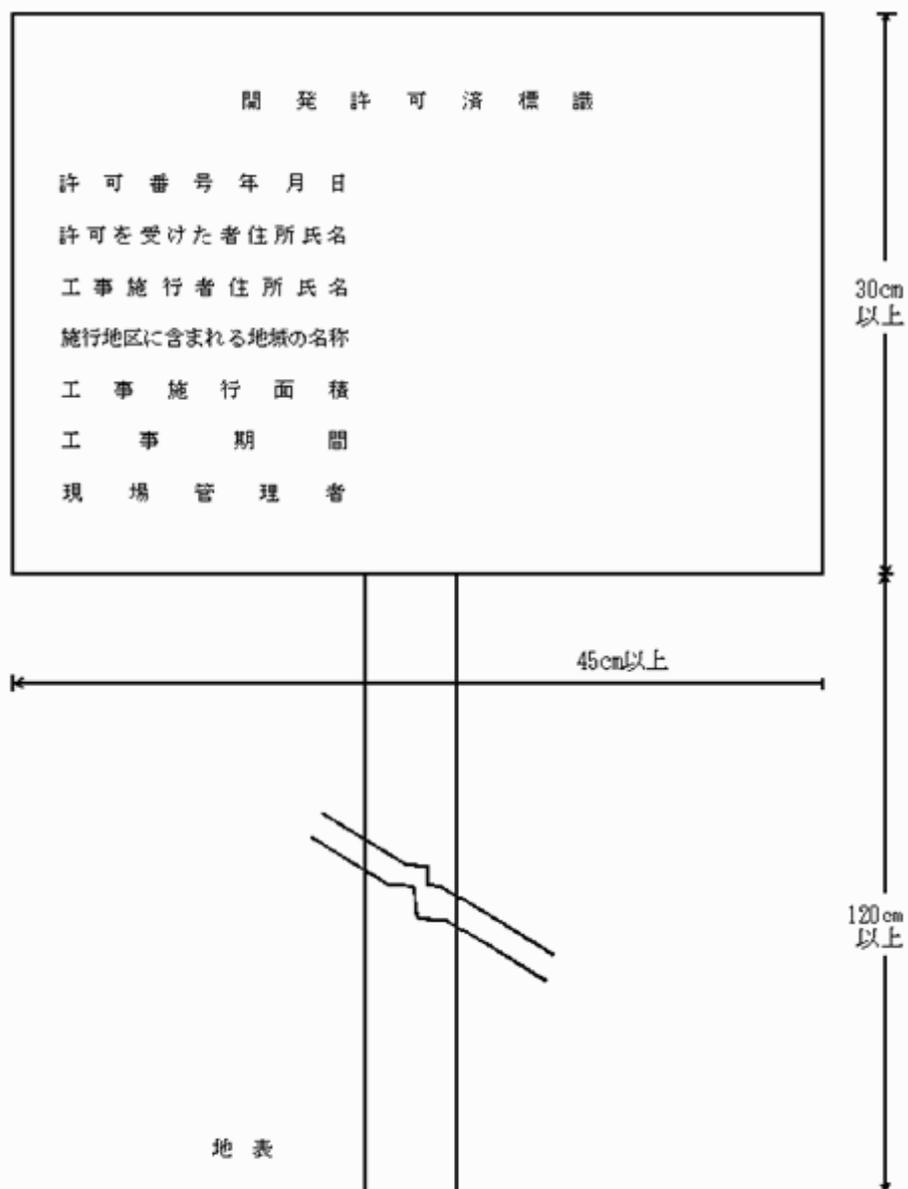
記入上の注意事項

- 1 1欄は、自己用の住宅を建築する場合は、記入の必要はありません。
- 2 4欄は、予定建築物の用途等を記入してください。
- 3 5欄のうち、権利の内容については所有権以外の権利(地上権、借地権等)の場合にだけ記入してください。
- 4 7欄については、建築物を建築する場合に農地法第5条の規定による許可を要する場合は、原則として開発行為を行うもの(都市計画法第29条の許可を要する。)とされるので、これについての有無を記入してください。

届出上の注意事項

- 1 この届出によって都市計画法による開発行為(土地造成等)の許可又は建築の許可を受けたことにはなりません。
- 2 したがって、開発行為又は建物を建築しようとする前に開発行為許可申請又は建築物の新築の許可申請が必要です。
- 3 この許可を受ける際には、年 月 日までに表記権利を有していたことを証する書類が必要です。また、その日から5年以内に開発行為又は建築行為をすることが条件となります。
- 4 都市計画法による許可の後で建築基準法による建築確認が必要です。

様式第10号(第9条関係)



注 材料は、木版又はトタン板とし、表面は白地とする。

様式第11号(第14条関係)

工事完了公告以前の建築等承認申請書

(宛先)太田市長		年 月 日	
		承認申請者住所 氏名	
⑩			
次のとおり承認してください。			
1	開発許可を受けた者の氏名		
2	開発許可年月日及び番号	年 月 日 第	号
3	開発区域に含まれる地域の名称		
4	工事の進行現況		
5	建築又は建築しようとする土地の所在地番		
6	建築又は建築しようとする土地の面積		
7	建築物等の用途		
8	承認申請の理由		
※受付欄	※承認番号欄	※備考	
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第12号(第14条関係)

工事完了公告以前の建築等承認通知書

承認第 号 年 月 日	
様	
太田市長 印	
さきに申請のありました工事完了公告以前の建築等については、次の条件を付けて承認したので通知します。	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等を承認する土地の所在地番	
建築等を承認する土地の面積	
建築等を承認する建築物等の用途	
その他必要な事項	
承認に付した条件	

様式第13号(第15条関係)

(表)

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり建築物の建築の許可を申請します。 年 月 日 (宛先)太田市長 申請者住所 氏名		※手数料欄 ㊟		
1	開発許可を受けた者の氏名			
2	開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
3	開発許可を受けた際の建築物の制限の内容	敷地面積に対する建築面積の割合	高 さ	壁 面 の 置 位
4	建築物を建築しようとする土地	所 在 地 番 面 積		
5	建築しようとする建築物	敷地面積に対する建築面積の割合	高 さ	壁 面 の 置 位
6	許可申請の理由			
※ 受 付 欄	※ 許 可 番 号 欄			
年 月 日	年 月 日			
第 号	第 号			

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

(裏)

建築物概要書

主要用途		建築面積	延べ面積	敷地面積	建 ぺ い 率			
	申請部分	m ²	m ²	m ²				
	申請以外の部分	m ²	m ²	m ²				
	計	m ²	m ²	m ²	%			
建築物棟別概要								
棟No.	工 事 別	構 造	階 数	建築面積	延べ面積	外 仕	壁 上	最 高 の 高 さ
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
				m ²	m ²			m
備 考								

様式第14号(第15条関係)

市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書

許可第 号
年 月 日

様

太田市長



さきに申請のありました市街化調整区域内における建築物の建築については、次の条件を付けて許可したので通知します。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
制限の内容	
建築物の用途、規模及び構造	
その他必要な事項	
許可に付した条件	

様式第15号(第16条関係)

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項の規定により、予定建築物等以外の建築物等(新築・新設・改築・用途変更)の許可を申請します。 年 月 日 (宛先)太田市長 許可申請者住所 氏名 ㊟		
1	開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	工事完了公告年月日	年 月 日
3	当該土地の所在地目地番及び面積	
4	予定建築物等の用途	
5	建築しようとする建築物又は用途の変更後の建築物の用途	
6	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
7	建築しようとする建築物又は用途の変更後の建築物が法第42条ただし書の許可条件のいずれかに該当するかの記載及びその理由	
8	その他必要な事項	
※	受付欄	※ 手数料欄
	年 月 日	年 月 日
	第 号	第 号

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第16号(第16条関係)

予定建築物等以外の建築等許可通知書

許可第 年 月 日 号 様 太田市長 印	
さきに申請のありました予定建築物等以外の建築等については、次の条件を付けて許可したので通知します。	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
予定建築物等の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする特定工作物の用途	
その他必要な事項	
許可に付した条件	

様式第17号(第17条関係)

建築物等の新築等許可通知書

許可第 号 年 月 日	
様	
太田市長 	
さきに申請のありました建築物等の 新 築 改 築 用途の変更 新 設 については、次の条件を付けて許 可したので通知します。	
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途
3	その他必要な事項
4	許可に付した条件

様式第18号(第18条関係)

開発許可を受けた地位の承継届出書

		年 月 日
(宛先)太田市長		
届出者(承継人) 住所		
氏名		㊟
次のとおり開発許可を受けた地位を承継しました。		
1	許可を受けた者の住所及び氏名	
2	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
3	許可に係る土地の表示又は地域の名称	
4	承継年月日	年 月 日
5	承継の原因	
※ 受付欄		※ 処 理 欄
年 月 日		
第 号		

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第19号(第19条関係)

開発許可を受けた地位の承継承認申請書

<p>都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)太田市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 ㊟</p>		
1 許 可 年 月 日		
2 自己の居住又は業務の用に供するものか又はそれ以外のものかの別		
3 許可を受けた者の住所及び氏名		
4 権 限 取 得 年 月 日	年 月 日	
5 権 限 取 得 の 原 因		
※ 受 付 欄	※ 承 認 番 号 欄	※ 手数料欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注 1 地位承継を証明する書類を添付すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第20号(第19条関係)

開発許可を受けた地位の承継承認通知書

承認第 号
年 月 日

様

太田市長



さきに申請のありました開発許可を受けた地位の承継については、次の条件を付けて承認したので通知します。

開発行為許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
被承継人の住所氏名	
承継年月日	年 月 日
受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認に付した条件	

様式第21号(第20条関係)

開 発 登 録 簿(調 書)

開発登録簿 番 号 受付年月日	申請人住所 氏 名	予定建築物の用途 特 定 工 作 物 該 当 条 号	開発区域 の 面 積	許 可 年 月 日 番 号	変 更 許 可 日 号 年 月 番	備 考
手 数 料	開発区域の 地名地番	区域・地域等	検査内容	検査済証交付 年 月 日	完 了 公 告 年 月 日	工事施行者の住所及 び氏名
第 号 ・ ・		条 号	m ²	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	
・ ・		市街化() 調 整 その他	-----	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
第 号 ・ ・		条 号	m ²	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	
・ ・		市街化() 調 整 その他	-----	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	

第 号 ・ ・		条 号	m ²	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	
・ ・		市街化() 調 整 その他	-----	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	

様式第22号(第21条関係)

開発登録簿の写し交付申請書

都市計画法第47条第5項の規定により、次のとおり開発登録簿の写しの交付を申請します。 年 月 日 (宛先)太田市長 申請者 住所 氏名		※ 手数料欄 ㊟	
1 登録簿番号			
2 写しの必要部数			
3 申請の理由 (写しの目的)			
※ 処理欄	受付年月日	年 月 日	係員 ㊟
	交付年月日	年 月 日	係員 ㊟

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第23号(第22条関係)

開発行為又は建築に関する証明書交付申請書

建築基準法第6条第1項の規定による確認を申請したいので、次のことについて、都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

年 月 日
(宛先)太田市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号



敷地の住所及び地番			
区 域 区 分	市 街 化 区 域 市 街 化 調 整 区 域 非 線 引 区 域	用 途 地 域	
開発許可等の年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号()		
都市計画法第41条による制限の内容			
建 築 計 画 の 概 要	開 発 行 為	有 無(m ²)	
	用 途		敷地面積 m ²
	工 事 の 種 別		建築面積 m ²
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄	※ 受付月日及び番号欄	備 考	
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		

注 ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第24号(第22条関係)

開発行為又は建築に関する証明書

次の事項は、都市計画法第 条の規定に適合していることを証明します。

第 号

年 月 日

様

太田市長



1 建築物を建築しようとする土地の表示	
2 建築しようとする建築物の用途	
3 改築前の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物の構造及び規模	
5 改築前の建築物の構造及び規模	
6 備考	

様式第25号(第23条関係)

申請取下届出書

年 月 日	
(宛先)太田市長	
届出者 住所	
氏名 ㊟ (電話)	
年 月 日に提出した	申請を次のとおり取り下げます。
土地の地名地番	
土地の面積	
予定建築物の用途	
取下げ理由	
受付欄	上記届出は、 年 月 日受理しました。 太田市長 ㊟

様式第26号(第24条関係)

(表)

身 分 証 明 書			
		所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
この者は、都市計画法第82条の規定に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。			
有効期限	年 月 日まで		
	年 月 日		
		太田市長	印

(裏)

都 市 計 画 法(抄)	
(立入検査)	
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。	
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。	
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	